令和８年 10 月 30 日

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

大阪府国民健康保険団体連合会

１　基本的な考え方

大阪府国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）は、すべての求職者や学生等（以下「求職者等」という。）の人格と尊厳を尊重し、性的な言動による求職活動や職業の選択に資する活動（以下「求職活動等」という。）の阻害を防ぎ、健全かつ適正な採用環境を維持することを目的として、本方針を定めます。

２　求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

求職活動等とは、採用試験・面接への参加及び職場実習への参加等を指し、その場面において本会職員が行う性的な言動により、求職者等による当該求職活動等が阻害される行為をいいます。

３　求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する言動の例

・採用選考の見返りに、食事や交際、性的関係を迫る行為
・性的な事実関係（恋人の有無、性的な経験等）をしつこく質問する行為
・性的な冗談を言う、身体に不必要に接触する行為
・特定の求職者に対し、性別により差別的な扱いをする行為
・求職者等の性的指向やジェンダーアイデンティティに関するからかい、詮索及び侮蔑的な発言

上記は例示であり、これらに限るものではありません。

また、男女とも行為者にも被害者にもなり得ますし、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当します。

４　求職者等に対するセクシュアルハラスメント対応

本会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを一切許容しません。

職員に対し、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならないことを周知徹底します。

求職者等からハラスメントに関する相談があった場合、又は事実を確認した場合は、迅速かつ適切に対処します。

5　基本的な対策

（1）相談窓口の設置

求職者等セクシュアルハラスメントに関する相談及び苦情に対応するため、以下の通り相談窓口を設置します。

相談窓口：総務部長
連 絡 先：06-6949-5307

相談には、プライバシーを厳守して対応し、相談したことや事実確認に協力したことを理由として、求職者に対して不利益な取扱いを一切行いません。

（2）職員への周知

本方針及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止について、研修の実施等を通じて職員に対して周知徹底を図ります。

（3）行為者への対応

本方針に違反し、求職者等セクシュアルハラスメントを行った職員等に対しては、就業規則等に基づき厳正な処分を行います。